

徳島県ラグビーフットボール協会規約

第1章 総 則

- 第1条 本会は徳島県ラグビーフットボール協会と称する。
- 第2条 本会は徳島県下のアマチュアのみでラグビー競技を行う団体を持って会員とする。
- 第3条 本会は徳島県内におけるラグビーフットボールに関する中枢機関となり、競技の健全な発展及びその普及を図ることを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達するために次の事業を行う。
1. 競技会の開催及び主管
 2. 競技会の指導及び斡旋
 3. 競技規則の解説及び普及徹底
 4. レフリーの養成、指導及び派遣
 5. 競技施設、資料及び資材の配給、入手斡旋
 6. ラグビーフットボールに関する調査、研究及び情報の蒐集
 7. 資料、記録の収録及び保存
 8. 競技者の保健、安全対策に関する事項
 9. ラグビーフットボールの宣伝及び普及
 10. 市・町・村協会の事業についての指導、助言
 11. その他本会の目的を達成するために必要な事項

第2章 会 員

- 第5条 会員は日本ラグビーフットボール協会の規約が定めるチーム種別に則り、本会にチーム登録をしなければならない。本会に登録できるチームはラグビーフットボールを競技するアマチュアの団体であって、その団体の本拠が徳島県内にあるものに限る。
- 第6条 会員がチーム登録をするときは、下記の事項を本会を経て関西ラグビーフットボール協会に届出承認を得なければならない。これに変更があった場合も同様とする。
1. 会員（チーム）の名称
 2. 会員（チーム）の所在地
 3. 部長、監督、主将、主務等チームスタッフの氏名
 4. 団体を構成する個人氏名（競技者個人登録）
 5. 本会より直接連絡を受ける場所（連絡先）
 6. ユニフォームの色彩および配合
 7. その他本会の指定した事項
- 第7条 本会は会員を下記のカテゴリーに区分する。
1. 第1部会員 社会人チーム
 2. 第2部会員 クラブおよび大学チーム
 3. 第3部会員 高等専門学校以下のチーム
- 第8条 会員で本会会員として遺憾な行為があったとき、又はその義務を怠ったときは、本会の決議により、理事会の承認を得て退会させることがある。
- 第9条 会員で退会しようとするものは、本会に届出、理事会の承認を得なければならない。本会はこれを直ちに関西ラグビーフットボール協会に報告しなければならない。

第3章 役 員

- 第10条 本会は次の役員を置く。
- | | |
|-------|--|
| 会 長 | 1名 |
| 副 会 長 | 2名以内 |
| 理 事 | 30名以内（但し、会長、副会長、理事長、副理事長、書記長、副書記長、及び会計を含む） |
| 会計監事 | 2名以内 |
- 但し、関西ラグビーフットボール協会の承認を受けて上記と異なる定数を定めることができる。
- 前項のほか次に役員をおくことができる。
- | | |
|------|-----|
| 名誉会長 | 1名 |
| 顧 問 | 若干名 |
- 第11条 理事及び会計監事は定期会員総会で選出する。その他の役員は理事会で選出する。
- 第12条 役員は任期は次の通りとする。但し、補欠者の任期は前任者の残任期間とする。
- | | |
|--------|----|
| 会長・副会長 | 3年 |
| 理事 | 1年 |
| その他の役員 | 1年 |
- 役員はいずれも再任を妨げない。
- 第13条 会長、副会長、名誉会長、顧問は理事会で推薦し、会員総会で選出する。

第4章 理事及び理事会

- 第14条 理事は互選により理事長、書記長および会計役を定める。
- 第15条 理事長は理事会を統率しこれを代表する。
- 第16条 書記長は理事会の決議に従い、本会の一般事務を掌る。
- 第17条 会計役は本会の会計事務を掌る。
- 第18条 理事は理事会を組織し、本会の会務の一切を企画、実行する。
- 第19条 理事会は、原則として毎月1回開催するものとし、理事長が少なくとも5日前までに開催日時を告知して招集する。
- 第20条 理事会は理事の過半数が出席しなければ議事を開き決議を行うことができない。理事会の議事は出席理事の過半数で決定する。可否同数のときは会長が裁決する。

第5章 会員総会

- 第21条 会員総会は会員の代表者で組織し、会長が招集し議長となり次の事項を審議決定を行う。
- A. 役員の選任
 - B. 予算及び決算の承認
 - C. 規約の改廃
 - D. 事業の計画並びに報告
 - E. その他重要な事項
- 第22条 会員総会は少なくとも毎年1回開催するものとし、定期会員総会は5月末日までに開催するものとする。
- 第23条 理事の3分の1以上もしくは会員代表者の3分の2以上から理由を附して会員総会の招集の請求があったときは、会長はこれに応じなければならない。
- 第24条 会員の代表でない役員は会員総会に出席して意見を述べることができ、議決権を持つが、役員選出の投票権を持たない。
- 第25条 会員総会は会員の2分の1以上の出席（委任状出席を含む）がなければ議事を開き決議することはできない。会員総会の議事は出席した会員の過半数で議決する。可否同数の場合は、議長が決する。

第6章 事務局及び委員会

- 第26条 本会は総会及び理事会において審議決定された事項を円滑に遂行するため次の事務局長及び委員会を設け、それぞれの会務を処理する。
- A. 事務局（本会の事務全般を統括する）
 - B. 委員会
 - 1) 総務（理事長があたる）
 - 2) 医務
 - 3) レフリー
 - 4) 強化
 - 5) コーチ養成
 - 6) 普及（タグラグビー担当）（ミニラグビー担当）
 - 7) 安全対策
 - 8) 社会人
 - 9) クラブ
 - 10) 大学
 - 11) 高専
 - 12) 高校
 - 13) 中学
 - 14) 女子
 - 15) 傷害見舞基金
 - 16) 広報
 - 17) 規律

第7章 会 計

- 第27条 会員が本会に入会する時には下記の入会金を各支部に納付しなければならない。
- 1. 第1部会員（社会人チーム） 15,000円
 - 2. 第2部会員（クラブ・大学チーム） 10,000円
 - 3. 第3部会員（高専・高校・中学校・スクール） 5,000円
- 第28条 会員は規定会費として次の金額を、会員総会までに本会へ納入するものとする。
- 1. 第1部会員（社会人チーム） 37,000円（内、関西協会会費 10,000円）
 - 2. 第2部会員（クラブ・大学チーム） 35,000円（内、関西協会会費 8,000円）
（女子） 30,000円（内、関西協会会費 8,000円）
 - 3. 第3部会員（高専・高校） 30,000円（内、関西協会会費 3,000円）
（中学校・スクール） 3,000円（内、関西協会会費 3,000円）
- 但し、有料試合（トップ・トップウエスト・大学各リーグ）に参加している会員 50,000円

- 第29条 会員はチームを構成するメンバーに対し、日本ラグビーフットボール協会の定める競技者個人登録を行わなければならない。また、チーム構成員は下記区分に従って、関西ラグビーフットボール協会個人会費を納入しなければならない。
- | | |
|----------------------|------------------------|
| 1. 第1部会員 (社会人チーム) | 5,000円 (傷害見舞金・機関誌代を含む) |
| 2. 第2部会員 (クラブ・大学チーム) | 4,000円 (傷害見舞金・機関誌代を含む) |
| (女子(スタッフ・高校生以上)) | 3,000円 (傷害見舞金・機関誌代を含む) |
| (女子(中学生)) | 2,500円 (傷害見舞金・機関誌代を含む) |
| 3. 第3部会員 (高専・高校) | 3,000円 (傷害見舞金・機関誌代を含む) |
| (中学校・スクール) | 2,500円 (傷害見舞金・機関誌代を含む) |
| (中学校・スクール指導者) | 3,000円 (傷害見舞金・機関誌代を含む) |
- 第30条 本会の会計年度は4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第31条 理事会は、毎会計年度収支決算報告書に会計監事の監査報告書を添付して会員総会に提出し、その承認を得なければならない。
- 第32条 毎会計年度末において剰余金はすべて翌年度会計に繰り入れるものとする。

第8章 競 技

- 第33条 会員の競技は日本ラグビーフットボール協会の定めた競技規則に拠る。
- 第34条 会員は競技の予定日および場所を本会に通知しなければならない。
- 第35条 本会はチームの試合期日を特に定めることがある。
- 第36条 試合期日は理事会で決定し、本会より発表する。
- 第37条 チームは未登録の団体と競技することはできない。但し、理事会が認めた場合はその限りではない。また、チームは本会より忌避された団体と競技することはできない。

第9章 大 会

- 第38条 大会は全て本会が主催または主管することを原則とする。但し、本会で承認を得たものはその限りでない。
- 第39条 本会の主催する大会に参加する団体は関東、関西、九州ラグビーフットボール協会のいずれかに加入しているチームでなければならない。
- 第40条 本会の加入の団体は本会の承認しない大会に参加することはできない。

第10章 賞 罰

- 第41条 本会は理事会の決議により本会の目的達成に功績のあった加盟団体又は個人に対し、これを表彰することができる。
- 第42条 本会は理事会の決議により加盟団体又は個人の除名あるいは出場停止を命じることができる。

第11章 忌慰・見舞

- 第43条 会員及び役員が次の各号に該当するときは、会長の決議を経て忌慰・見舞を行う。
- A. 死亡又は不慮の事故があったとき
 - B. 本会の役員又は功労者の同居の父母、妻子が死亡したとき
 - C. その他、会長が必要と認めたとき

第12章 参与・評議員

- 第44条 会長は必要に応じて参与・評議員を任命することができる。
- 第45条 参与、評議員は会長が必要に応じて招集する。
- | | |
|-----|-----------------------|
| 参 与 | チーム指導者並びに協会役員として貢献した者 |
| 評議員 | 有識者で協会活動に協力していただける方 |

内規

- 10条により特に設けられる役職について
- | | |
|------|---|
| 名誉会長 | 特に功績を挙げた会長 |
| 顧問 | 会長・副会長長期経験者及び特に功績のある理事長
(任務は会長の諮問に答える) |